



■公正な採用選考実施の為の基本的な考え・取組み

日本労働組合総連合会は、採用選考における就職差別の実態を把握するための調査を実施しました(※)。その結果、「採用試験の面接で、不適切だと思う質問や発言をされた」と回答した人が19.5%(例えば「女性だからどうせ辞める」など)、「本籍地や出生地に関すること」を質問されたと回答した人が28.3%に上るなどの実態がわかりました。厚生労働省は、事業主に対して求職者の基本的人権を尊重した差別のない公正な採用選考実施に向けての基本的な考え方や取組みについて案内しています。

◆採用選考の基本的な考え方

応募者の基本的人権を尊重すること、応募者の適性・能力に基づいて行うことを基本的な考え方として実施することが重要。

◆公正な採用選考を行うために配慮すべき事項

応募者の適性と能力に関係がない事項を応募用紙等に記載させたり面接で尋ねたりすることは、就職差別につながるおそれがある。

- 本人に責任のない事項の把握……本籍・出生地に関すること(注:「戸籍謄(抄)本」や本籍が記載された「住民票(写し)」を提出させることはこれに該当)、家族に関すること など
- 本来自由であるべき事項の把握……支持政党、人生観、尊敬する人物、購読新聞・愛読書などに関すること
- 採用選考の方法……身元調査などの実施(「現住所の略図」は生活環境などの把握や身元調査につながる可能性がある)、合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

◆『応募用紙』について

新規中卒者は「職業相談票(乙)」、新規高卒者は「全国高等学校統一応募書類」を用いることとされており、厚生労働省のHPに様式が掲載されています。また、新規大卒者やその他の求職者についても様式例が公表されていますが、事業主が独自に応募用紙やエントリーシートの項目・様式を設定する場合は、適性と能力に関係のない事項を含めないよう留意が必要としています。

【日本労働組合総連合会「就職差別に関する調査2023」】

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20230531.pdf?9528>

■相続土地国庫帰属制度について

令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度～相続した土地を国が引き取る制度～がスタートしました。「親から土地を相続したけど、遠方の不動産で、管理するのも難しいので誰かに引き取ってほしい」等のニーズに応える制度です。東日本大震災以降、「所有者不明土地」の存在が、地域の発展を阻害するものとして、クローズアップされてきました。その発生を予防するための制度でもあります。

不要な土地の国庫への帰属を無条件で認めるものではないですが、ご興味のある方は、法務局までお問い合わせください。

詳しくは、仙台法務局民事行政部不動産登記部門
相続土地国庫帰属審査室(022-225-5653)まで

TOPICS

■男性の家事・育児休業等の実態は?～経団連のアンケート調査等から

日本経済団体連合会(経団連)から、「男性の家事・育児に関するアンケート調査結果」が公表されました。主な調査結果は次のとおりです。
なお、調査対象が経団連の会員である大規模企業でありサポートが手厚いことに留意する必要があります。参考までに厚生労働省の調査による一般の数字も掲載しました。

◆育児休業取得率

- 2022年の男性の育児休業取得率は47.5%となり、前年(29.3%)から大きく上昇。背景としては、2022年4月に個別周知・意向確認が義務化されたことや、同年10月より、産後パパ育休が創設されるとともに育児休業の分割取得が可能となったことなどがあると考えられる
→厚生労働省の調査では、一般の男性の育児休業取得率は13.97%(2021年)
- 女性の育児休業取得率は過去5年間90%以上で推移しており、2020年以降は95%超
→厚生労働省の調査では、一般の女性の育児休業取得率は85.17%(2021年)

◆男性の育児休業期間

- 2022年における男性の育児休業平均取得期間は43.7日(約1.5カ月)。1カ月以上取得している企業は約6割(59.9%)
→厚生労働省の調査では、一般の男性の育児休業取得期間は「5日～2週間未満」が26.5%、「5日未満」が25.0%と2週間未満が5割を超えている

◆男性の家事・育児を促進する上での課題

- 男性の家事・育児を促進する上での課題としては、「家事・育児と仕事を両立する社員の代替要員の不足」が最も多い(83.5%)。これに「アンコンシャス・バイアスが存在するなど家事・育児と仕事を両立しづらい職場風土」(67.3%)、「長時間労働や硬直的な働き方」(59.4%)が続いている

育児休業取得率や取得期間の数字は大企業の方が高いことがわかります。上記の課題は中小企業でも参考になりそうですね。詳しくは下記をご覧ください。

【経団連「男性の家事・育児に関するアンケート調査結果(2023年6月5日)」】

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2023/040.pdf>

編集後記:日本気象協会の梅雨明け予想、東北は7月下旬頃のようにです。本格的な夏の到来が待ち遠しい反面、猛暑日による健康被害が心配ですね。扇風機だけで暑さを凌いでいた遠い夏に思いを馳せ、レトロな風鈴の音色でひとときの涼しさを堪能したいと思います。

Harmony通信 2023.07

#発行:2023年7月10日

#編集・構成:合同会社Melody



合同会社Harmony

Harmony社会保険労務士法人

Harmony司法書士行政書士事務所

住所:〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38

クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

